

○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則

昭和四十八年十月三十日

福島県規則第八十一号

改正 昭和四九年三月三〇日規則第三〇号

昭和四九年六月一七日規則第五一号

昭和四九年一〇月一日規則第七三号

昭和四九年一二月二六日規則第八八号

昭和五一年一月六日規則第一号

昭和五一年三月三〇日規則第三〇号

昭和五一年一二月二四日規則第九〇号

昭和五二年一二月二三日規則第七〇号

昭和五三年四月一日規則第一七号

昭和五三年一二月二三日規則第六九号

昭和五四年一二月二四日規則第七七号

昭和五五年一二月二四日規則第六六号

昭和五六年一二月二四日規則第七〇号

昭和五八年一二月二三日規則第七五号

昭和五九年一二月二六日規則第七三号

昭和六〇年一二月二六日規則第七九号

昭和六一年一二月二四日規則第九二号

昭和六二年一二月二四日規則第八三号

昭和六三年一二月二六日規則第六七号

平成元年一二月二六日規則第九四号

平成二年一二月二六日規則第六七号

平成三年三月三〇日規則第二六号

平成三年五月二八日規則第三九号

平成三年一二月二五日規則第八〇号

平成四年三月三十一日規則第三一号

平成四年一二月二五日規則第一〇一号

平成五年一二月二四日規則第八〇号

平成六年三月三十一日規則第五七号

平成六年十二月二二日規則第一三三号
平成七年三月三十一日規則第二四号
平成七年十二月二二日規則第八四号
平成八年十二月二六日規則第八〇号
平成九年十二月二四日規則第九四号
平成一〇年三月三十一日規則第三一号
平成一〇年十二月二二日規則第一〇〇号
平成一一年十二月二四日規則第一〇三号
平成一二年十二月二二日規則第一八七号
平成一三年三月二七日規則第一六号
平成一三年十二月二五日規則第一〇七号
平成一四年三月二九日規則第四五号
平成一四年十二月二四日規則第一五三号
平成一五年三月二八日規則第五四号
平成一五年十一月二八日規則第八八号
平成一六年三月三〇日規則第五一号
平成一七年十一月二九日規則第一三二号
平成一八年三月三十一日規則第五八号
平成二〇年三月二五日規則第二四号
平成二〇年十一月二七日規則第九四号
平成二一年三月二七日規則第二三号
平成二一年十一月二七日規則第八九号
平成二三年十二月二八日規則第八二号
平成二四年三月二日規則第五号
平成二五年三月一五日規則第九号
(平成二五年三月二九日規則第三六号)
平成二五年三月二九日規則第三六号
平成二六年三月四日規則第九号
平成二六年五月二三日規則第四八号
平成二六年十二月二四日規則第九〇号
平成二七年三月二四日規則第三六号

平成二八年三月一日規則第一四号
平成二八年三月二九日規則第四一号
平成二八年一〇月二五日規則第六九号
平成二八年一二月二六日規則第七四号
平成二九年三月三十一日規則第四〇号
平成二九年一二月二六日規則第八五号
平成三〇年一月三〇日規則第四号
平成三〇年一二月二五日規則第八五号
令和元年一二月二七日規則第四六号
令和二年一一月三〇日規則第六九号
令和三年三月九日規則第四号
令和四年一二月二三日規則第五二号
(一部未施行)

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則をここに公布する。

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、技能労務職員の給与、勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「技能労務職員」とは、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和三十七年法律第二百八十九号)附則第五項に規定する職員であつて福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)別表第四の一の表及び二の表に規定する職にあるものをいう。

(昭五三規則一七・平二規則六七・平三規則三九・平一四規則四五・平一五規則五四・平一五規則八八・平二〇規則二四・一部改正)

(給料表)

第三条 技能労務職員に適用する給料表は、別表第一のとおりとする。

(職務の級)

第四条 技能労務職員の職務は、その困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第二の技能労務職給料表等級別基準職務表に定めるとおりとする。

2 技能労務職員の職務の級は、前項に規定する技能労務職給料表等級別基準職務表により決定する。

(昭六〇規則七九・平二八規則六九・一部改正)

(初任給及び昇給の基準)

第五条 新たに給料表の適用を受ける技能労務職員となつた者の号給は、別表第三の技能労務職給料表初任給表により決定する。

2 技能労務職員が経験年数(基準学歴(別表第三に規定する基準学歴をいう。以下同じ。)の取得後(技能免許所有職員にあつては、当該免許取得後)の年数(最終学歴が基準学歴に満たない場合(技能免許所有職員である場合を除く。))には、最終学歴取得後の年数を知事が別に定めるところにより調整した後の年数)をいう。以下この項において同じ。)を有する場合においては、前項の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超え十年までの経験年数(技能労務職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて知事が定めるものに従事した期間のある技能労務職員の経験年数のうち部内の他の技能労務職員との均衡を考慮して知事が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては十五月、十年を超える経験年数(技能労務職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて知事が定めるものに従事した期間のある技能労務職員の経験年数のうち部内の他の技能労務職員との均衡を考慮して知事が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては十八月)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(知事が定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で知事が定める数を加えて得た数を号数とする号給)をもつて、前項の号給とすることができる。

3 技能労務職員の昇給は、毎年一月一日に、同日前において知事が別に定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該技能労務職員が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして知事が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により技能労務職員(次項に規定する技能労務職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない技能労務職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として知事が別に定める基準に従い決定

するものとする。

5 五十七歳に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する技能労務職員に関する第三項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて知事が別に定める基準に従い決定するものとする。

6 技能労務職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(昭六一規則九二・平元規則九四・平一二規則一八七・平一八規則五八・平二七規則三六・平二九規則四〇・一部改正)

(昇格した職員の号給)

第六条 技能労務職員がその属する職務の級から当該職務の級より上位の職務の級への異動（以下この条において「昇格」という。）をした場合における号給は、その昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第四の技能労務職給料表昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(昭六〇規則七九・平四規則三一・平一八規則五八・一部改正)

(再任用技能労務職員の給料月額)

第六条の二 前二条の規定にかかわらず、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された技能労務職員（以下「再任用技能労務職員」という。）の給料月額は、第三条に規定する給料表の再任用技能労務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用技能労務職員のうち、法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員（以下「再任用短時間勤務技能労務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、第十条の規定によりその例によるものとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(平一三規則一六・追加、平一三規則一〇七・平二〇規則二四・平二九規則四〇・令元規則四六・一部改正)

(降格した職員の号給)

第七条 技能労務職員が職員の降給に関する条例（平成二十八年福島県条例第十八号。以下「降給条例」という。）第二条に規定する降格をした場合における号給は、その降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第五の技能労務職給料表降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 技能労務職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前二項の規定により技能労務職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、知事が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合において、当該号給は、当該技能労務職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

（平二八規則四一・追加）

（降号）

第八条 技能労務職員が降給条例第二条に規定する降号をした場合における号給は、その降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が技能労務職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

（平二八規則四一・追加）

（特殊勤務手当）

第九条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 危険現場作業手当
- 二 水中作業手当
- 三 家畜等取扱手当
- 四 感染症防疫等作業手当
- 五 有害物等取扱手当
- 六 災害応急作業等手当
- 七 乗船業務手当
- 八 夜間等特殊業務手当
- 九 野犬捕獲作業手当

- 2 特殊勤務手当の支給を受ける技能労務職員の範囲及びその対象となる業務は、知事が別に定める。

3 特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、知事が別に定める。

一 作業又は業務に従事した日一日につき手当の額を定める場合 千六百八十円(専ら作業又は業務に従事した場合にあつては、一月につき七千五百円)

二 作業又は業務一回につき手当の額を定める場合 千五百円

(平一三規則一〇七・全改、平一四規則四五・平一八規則五八・平二〇規則二四・平二一規則二三・一部改正、平二八規則四一・旧第七条繰下)

(期末手当)

第九条の二 別表第六の上欄に掲げる基準学歴の区分ごとに同表の中欄に掲げる経験年数

(以下この条において「経験年数」という。)を有する技能労務職員(再任用技能労務職員を除く。)についての期末手当基礎額は、当該技能労務職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に経験年数に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(平二規則六七・追加、平一三規則一〇七・平一八規則五八・平二六規則四八・一部改正、平二八規則四一・旧第七条の二繰下・一部改正)

(勤勉手当)

第九条の三 前条の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条中

「給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「給料の月額」と読み替えるものとする。

(平二規則六七・追加、平二八規則四一・旧第七条の三繰下)

(育児短時間勤務職員等である職員の給与)

第九条の四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員若しくは同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員又は同法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下この条において「育児短時間勤務職員等」という。)である技能労務職員の給与は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の適用を受ける育児短時間勤務職員等の例によるものとする。

(平二〇規則二四・追加、平二八規則四一・旧第七条の四繰下)

(勤務時間、休日及び休暇)

第十条 技能労務職員の勤務時間、休日及び休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の適用を受ける職員の例によるものとする。ただし、当該職員の例によりがたい場合にあ

つては、知事が別に定めるところによる。

(平七規則二四・平一三規則一六・一部改正、平二八規則四一・旧第八条繰下)

(規則の施行に関して必要な事項)

第十一条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

(平二八規則四一・旧第九条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

(昭四九規則五一・昭四九規則八八・一部改正、平二三規則八二・旧附則・一部改正)

(東日本大震災等に係る災害応急作業等手当の特例)

2 技能労務職員が東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)若しくは著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)又は原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつたものに対処するための作業に従事した場合における第九条第三項の適用については、同項第一号中「千六百八十円(専ら作業又は業務に従事した場合にあつては、一月につき七千五百円)」とあるのは、「四万円」とする。

(平二三規則八二・追加、平二八規則四一・平二九規則八五・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例)

3 技能労務職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて知事が定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給することとし、この場合における第九条第三項の適用については、同項第一号中「千六百八十円(専ら作業又は業務に従事した場合にあつては、一月につき七千五百円)」とあるのは、「四千元」とする。

(令二規則六九・追加、令三規則四・一部改正)

別表第1（第3条関係）

（令4規則52・全改）

技能労務職給料表

技能労務職員 の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
技能労務職員	1	139,400	191,700	213,300	260,000	287,500
以外の	2	140,300	193,100	214,600	261,200	289,500
技能労務職員	3	141,300	194,500	216,000	262,200	291,100
	4	142,200	195,700	217,200	263,400	292,800
	5	143,200	196,800	218,600	264,300	294,600
	6	144,300	198,300	220,000	265,300	296,100
	7	145,300	199,700	221,400	266,400	297,300
	8	146,300	201,100	222,900	267,400	298,800
	9	147,100	202,500	224,200	268,300	300,300
	10	148,200	203,500	225,800	269,000	302,200
	11	149,200	204,800	227,500	269,900	303,900
	12	150,300	205,900	228,900	270,800	305,800
	13	151,100	207,100	230,100	271,900	307,200
	14	152,100	208,200	231,700	272,900	308,900
	15	153,300	209,300	233,200	273,800	310,600
	16	154,300	210,500	234,500	274,700	312,100
	17	155,400	211,400	235,300	275,700	313,700
	18	156,900	212,500	236,100	276,800	315,300
	19	158,100	213,500	237,000	277,800	316,900
	20	159,300	214,600	238,000	278,600	318,700
	21	160,400	215,500	238,600	279,500	319,700
	22	161,700	216,600	240,100	280,500	321,100
	23	162,900	217,700	241,500	281,500	322,600

24	164,100	218,700	242,500	282,300	324,100
25	165,200	219,600	243,800	282,900	325,300
26	166,800	220,500	245,100	283,700	326,800
27	168,300	221,200	246,400	284,700	328,200
28	169,900	222,100	247,600	285,800	329,700
29	171,300	223,000	248,400	286,700	331,300
30	172,700	224,200	249,700	287,800	332,600
31	174,300	225,200	250,900	288,900	333,900
32	175,800	226,000	252,000	289,900	335,100
33	177,100	226,600	253,100	290,600	336,300
34	178,900	227,700	254,200	291,500	337,200
35	180,600	228,800	255,300	292,500	338,300
36	182,300	229,900	256,300	293,600	339,400
37	184,100	230,400	257,400	294,200	340,600
38	185,500	231,600	258,400	295,100	341,700
39	187,200	232,700	259,400	296,000	342,700
40	188,800	233,700	260,400	297,000	343,800
41	190,100	234,500	261,400	297,600	344,800
42	191,500	235,500	262,700	298,600	345,800
43	192,900	236,600	263,600	299,600	346,800
44	194,300	237,500	264,900	300,500	347,900
45	195,800	238,400	265,600	301,300	348,800
46	197,200	239,300	266,600	302,200	349,800
47	198,600	240,100	267,800	303,100	350,900
48	200,000	240,900	268,700	304,000	351,900
49	201,400	241,800	269,800	304,700	352,800
50	202,500	242,800	270,800	305,400	353,700
51	203,600	243,800	272,000	306,100	354,700
52	204,800	244,900	272,700	306,900	355,500
53	206,000	245,900	273,400	307,500	356,300

54	207,100	246,900	274,200	308,300	357,100
55	208,000	247,600	275,300	309,000	357,900
56	209,100	248,300	276,500	309,800	358,700
57	210,300	249,100	277,300	310,500	359,400
58	211,200	250,100	278,300	311,200	360,200
59	212,200	251,000	279,400	312,000	361,000
60	213,200	251,700	280,500	312,700	361,800
61	214,400	252,500	281,500	313,300	362,500
62	215,300	253,300	282,600	314,100	363,200
63	216,200	254,300	283,400	314,800	363,900
64	217,100	255,000	284,600	315,500	364,600
65	217,700	255,800	285,400	316,000	365,200
66	218,600	256,400	286,200	316,500	365,800
67	219,300	257,100	287,000	317,100	366,300
68	220,000	257,800	287,800	317,800	366,800
69	220,400	258,600	288,500	318,400	367,200
70	220,800	259,200	289,300	318,800	
71	221,100	259,600	290,100	319,300	
72	221,400	260,000	290,800	319,800	
73	221,600	260,200	291,600	320,100	
74	222,000	260,600	292,400	320,600	
75	222,400	261,100	293,200	321,100	
76	223,100	261,600	294,000	321,600	
77	223,300	261,900	294,600	321,800	
78	223,800	262,300	295,100	322,100	
79	224,200	262,900	295,600	322,400	
80	224,600	263,400	296,000	322,700	
81	225,100	263,700	296,400	323,000	
82	225,400	264,000	296,900	323,300	
83	225,700	264,300	297,400	323,600	

84	226,100	264,600	297,900	323,900
85	226,600	264,800	298,300	324,100
86	227,000	265,000	298,900	324,500
87	227,500	265,300	299,500	324,800
88	228,200	265,600	300,100	325,100
89	228,600	265,800	300,400	325,300
90	229,100	266,000	301,000	325,600
91	229,600	266,400	301,500	325,900
92	230,000	266,600	301,900	326,200
93	230,300	267,000	302,300	326,400
94	230,700	267,400	302,800	326,700
95	231,100	267,700	303,300	327,000
96	231,400	268,000	303,800	327,200
97	231,800	268,200	304,100	327,400
98	232,200	268,500	304,500	327,700
99	232,600	268,700	305,000	328,000
100	233,000	269,000	305,600	328,200
101	233,400	269,300	306,000	328,400
102	233,800	269,500	306,400	
103	234,200	269,800	306,700	
104	234,800	270,100	307,000	
105	235,200	270,300	307,300	
106	235,700	270,500	307,700	
107	236,000	270,800	308,100	
108	236,400	271,100	308,500	
109	236,600	271,400	308,800	
110	237,100	271,700	309,200	
111	237,600	272,000	309,700	
112	238,000	272,200	310,000	
113	238,200	272,400	310,200	

114	238,700	272,700	310,500		
115	239,200	272,900	310,800		
116	239,700	273,100	311,000		
117	240,000	273,400	311,200		
118	240,400	273,700	311,500		
119	240,800	274,000	311,800		
120	241,300	274,300	312,000		
121	241,700	274,500	312,200		
122		274,700	312,500		
123		275,000	312,800		
124		275,400	313,000		
125		275,600	313,200		
126		275,800	313,500		
127		276,100	313,900		
128		276,400	314,100		
129		276,600	314,300		
130		276,800	314,600		
131		277,100	314,900		
132		277,400	315,100		
133		277,600	315,300		
134		277,800			
135		278,100			
136		278,400			
137		278,600			
再任用 技能勞 務職員	198,200	209,600	228,600	249,900	281,300

別表第二（第四條關係）

（平二八規則六九・全改）

技能勞務職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	一 技能員又は運転手（以下「技能職員」という。）の職務 二 守衛の職務 三 農場管理員、動物管理員又は道路補修員（以下「労務職員」という。）の職務
二級	一 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする守衛の職務 三 高度の経験を必要とする労務職員の職務
三級	一 主任技能員又は主任運転手（以下「主任技能職員」という。）の職務 二 主任守衛の職務 三 主任農場管理員又は主任動物管理員（以下「主任労務職員」という。）の職務 四 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 五 特に高度の経験を必要とする守衛の職務 六 特に高度の経験を必要とする労務職員の職務 七 専門員の職務
四級	一 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 高度の経験を必要とする主任守衛の職務 三 高度の経験を必要とする主任労務職員の職務
五級	一 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員の職務 二 特に高度の経験を必要とする主任守衛の職務 三 特に高度の経験を必要とする主任労務職員の職務

別表第三（第五条関係）

（平二五規則九・全改、令二規則六九・一部改正）

技能労務職給料表初任給表

職種		基準学歴	級号給
技能職員	運転手及び技能員	高校卒	一級二十一号給
守衛	守衛	中学卒	一級二十一号給
労務職員	農場管理員、動物管理員及び道路補修員	中学卒	一級五号給

別表第4（第6条関係）

（令4規則52・全改）

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12

29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	41	26	26
55	19	42	27	27
56	20	42	28	27
57	21	43	29	27
58	22	43	30	28
59	23	44	31	28

60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	53	43	33
72	36	54	44	34
73	37	54	45	34
74	38	54	46	34
75	39	55	47	35
76	40	55	48	35
77	41	55	49	35
78	42	56	50	36
79	43	56	51	36
80	44	56	52	36
81	45	57	53	37
82	45	57	54	37
83	46	58	55	37
84	46	58	56	37
85	47	59	57	37
86	47	59	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38

91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	56	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	57	67	74	
112	57	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	58	67	76	
116	58	68	76	
117	58	68	76	
118	59	68	76	
119	59	68	76	
120	59	68	76	
121	59	68	76	

122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

別表第5（第7条関係）

（令4規則52・全改）

技能労務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26

11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101

42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	

73	121	137	110
74	121	137	112
75	121	137	114
76	121	137	133
77	121	137	133
78	121	137	133
79	121	137	133
80	121	137	133
81	121	137	133
82	121	137	133
83	121	137	133
84	121	137	133
85	121	137	133
86	121	137	133
87	121	137	133
88	121	137	133
89	121	137	133
90	121	137	133
91	121	137	133
92	121	137	133
93	121	137	133
94	121	137	133
95	121	137	133
96	121	137	133
97	121	137	133
98	121	137	133
99	121	137	133
100	121	137	133
101	121	137	133
102	121	137	
103	121	137	

104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			

135	121			
136	121			
137	121			

別表第六（第九条の二、第九条の三関係）

（平二規則六七・追加、平三規則八〇・平八規則八四・平九規則九四・平一八規則五八・平二六規則九・一部改正、平二八規則四一・旧別表第五繰下・一部改正）

基準学歴	基準日現在における経験年数	割合
高校卒	三十二年以上	百分の十
	十八年以上三十二年未満	百分の五
中学卒	三十五年以上	百分の十
	二十一年以上三十五年未満	百分の五

備考 この表において、「基準学歴」とは別表第三に規定する基準学歴を、「経験年数」とは第五条第二項に規定する経験年数をいう。

附 則（昭和四九年規則第三〇号）

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第七三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年規則第八八号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 技能労務職員が、この規則による改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和五一年規則第一号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、昭和五十年四月一

日から適用する。

(給与の内払)

- 2 技能労務職員が、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて、昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和五一年規則第三〇号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則別表第四の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則 (昭和五一年規則第九〇号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 技能労務職員が、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて、昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和五二年規則第七〇号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 技能労務職員が、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて、昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和五三年規則第一七号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年規則第六九号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する

る規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 技能労務職員が、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて、昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和五四年規則第七七号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 技能労務職員が、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて、昭和五十四年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和五五年規則第六六号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（附則第三項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

（号給の切替え）

- 2 技能労務職員の昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号数から一を減じた号数の号給とする。

（給与の内払）

- 3 技能労務職員が、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和五六年規則第七〇号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から

適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和五八年規則第七五号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和五九年規則第七三号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和六〇年規則第七九号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 2 昭和六十年七月一日からこの規則の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表に掲げられている職員の切替期間における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定め

る職務の級とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附則別表（附則第二項関係）

給料表	旧等級	職務の級
技能労務職給料表	3等級	1級
	2等級	2級
	1等級	3級

附 則（昭和六一年規則第九二号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（附則第五項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

(昇給の基準に関する経過措置)

- 3 改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第五条第二項の規定は、昭和六十二年三月三十一日において、既に五十七歳に達している技能労務職員（次項に該当する技能労務職員を除く。）についても適用する。この場合において、同条第二項中「当該年齢に達した日以後における最初の三月三十一日」とあるのは、「昭和六十二年三月三十一日」とする。
- 4 改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第五条第三項の規定は、昭和六十二年三月三十一日において、既に六十一歳に達している技能労務職員についても適用する。この場合において、同項中「当該年齢に達した日以後における最初の三月三十一日」とあるのは、「昭和六十二年三月三十一日」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和六二年規則第八三号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和六三年規則第六七号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年規則第九四号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第三項及び第四項並びに別表第一の規定は、平成元年四月一日から適用する。

（最高号給の切替え等）

- 2 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を受けていた技能労務職員（改正後の規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が別に定める。
- 3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職務の級の最高の号給を受けることとなった技能労務職員の当該最高の号給を受けることとなった

日における改正後の規則の規定による給料月額及びこれを受けることとなる期間は、知事が別に定める。

(改正後の規則の規定による最高号給を受けることとなる期間)

- 4 切替日の前日において職務の級の最高の号給の直近下位の号給（以下この項において「直近下位の号給」という。）を受けていた技能労務職員又は切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において改正前の規則の規定により直近下位の号給を受けることとなった技能労務職員の切替日又は当該直近下位の号給を受けることとなった日における改正後の規則の規定による最高の号給を受けることとなる期間は、知事が別に定める。

(給与の内払)

- 5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成二年規則第六七号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 2 平成二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が一級十号給以下である技能労務職員（改正後の規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）の切替日における号給及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間又は切替日においてその者が当該号給を受けていたこととされる期間は、知事が別に定める。

(最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 3 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

(給与の内払)

- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(雑則)

- 5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成三年規則第二六号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において受ける号給又は給料月額が改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則別表第三一般技能職員の欄の規定を基礎として決定されている技能労務職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、知事は、施行日以後に採用される一般技能職員（改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則別表第三に規定する一般技能職員をいう。）との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成三年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第八〇号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

（最高の号給を超える給料月額の切替え）

3 平成三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（改正後の規則第二条に規定する技能労務職員をいう。）の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

（給与の内払）

4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成四年規則第三一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（昇格等に関する平成七年度までの経過措置）

2 平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に技能労務職員が昇格した場合におけるその者の給料月額は、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第六条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

- 3 平成四年四月一日、平成五年四月一日、平成六年四月一日又は平成七年四月一日（以下この項において「各調整日」という。）において、当該各調整日の前日から引き続き技能労務職給料表の二級以上の職務の級に在職する技能労務職員（当該各調整日に三級の職務の級に昇格する職員を除く。）の当該各調整日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、知事が別に定める。

（雑則）

- 4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成四年規則第一〇一号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。
（最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 2 平成四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（改正後の規則第二条に規定する技能労務職員をいう。）の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成五年規則第八〇号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。
（最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 2 平成五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（改正後の規則第二条に規定する技能労務職員をいう。）の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成六年規則第五七号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において受ける号給が改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則別表第三の規定を基礎として決定されている技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）の施行日における号給及びこれを受けることとなる期間については、知事は、施行日以後に採用される技能労務職員との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則（平成六年規則第一三三号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成六年四月一日から適用する。
（最高の号給を超える給料月額の切替え）
- 2 平成六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（改正後の規則第二条に規定する技能労務職員をいう。）の切替日における給料月額は、知事が別に定める。
（給与の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成七年規則第二四号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第八四号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。
（最高の号給を超える給料月額切替え）
- 3 平成七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を

を超える給料月額を受けていた技能労務職員(改正後の規則第二条に規定する技能労務職員をいう。)の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

(給与の内払)

- 4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成八年規則第八〇号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 2 平成八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員(改正後の規則第二条に規定する技能労務職員をいう。)の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

(給与の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成九年規則第九四号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成九年四月一日から適用する。

(最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 3 平成九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和四十八年福島県規則第八十一号)第二条に規定する技能労務職員をいう。)の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

(給与の内払)

- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成一〇年規則第三一号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第一〇〇号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。

（最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 2 平成十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）第二条に規定する技能労務職員をいう。）の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成一一年規則第一〇三号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

（最高の号給を超える給料月額切替え）

- 2 平成十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）第二条に規定する技能労務職員をいう。）の切替日における給料月額は、知事が別に定める。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成一二年規則第一八七号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第五条第三項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第一六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第一〇七号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第四五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一五三号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

（最高の号給を超える給料月額の切替え）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）第二条に規定する技能労務職員をいう。）の施行日における給料月額は、知事が別に定める。

附 則（平成一五年規則第五四号）抄

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第八八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（最高の号給を超える給料月額切替え）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。）の施行日における給料月額は、知事が別に定める。

附 則（平成一六年規則第五一号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一三二号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

(最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。）の施行日における給料月額は、知事が別に定める。

附 則（平成一八年規則第五八号）

改正 平成二一年一月二七日規則第八九号

平成二三年一二月二八日規則第八二号

平成二五年三月一五日規則第九号

平成二五年三月二九日規則第三七号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則別表第一の技能労務職給料表の適用を受けていた技能労務職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（知事が定める職員にあっては、知事が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した技能労務職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十一年福島県規則第八十九号)の施行の日において、その属する職務の級及び号給が一級一号給から同級第五十六号給まで又は二級一号給から同級十六号給までである技能労務職員である者にあつては百分の九十九・五一を、当該技能労務職員以外の技能労務職員である者にあつては百分の九十八・九三を当該給料月額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、平成二十六年三月三十一日までにあつてはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までにあつては差額相当額から切替日の前日において受けていた給料月額と平成二十五年三月三十一日において受けていた給料月額(平成二十六年三月三十一日において受けていた給料月額が平成二十五年三月三十一日において受けていた給料月額を超える場合にあつては、平成二十六年三月三十一日に受けていた給料月額)との差額に相当する額に三分の一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。)(減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までにあつては差額相当額から減額基準額に二を乗じて得た額(その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を給料として支給する。

(平二一規則八九・平二三規則八二・平二五規則九(平二五規則三六)・一部改正)

- 6 切替日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能労務職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能労務職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

附則別表第1(附則第2項関係)

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級

附則別表第2（附則第3項関係）

号給の切替表

旧号給	旧級			
	経過期間	1級	2級	3級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	2
	6月以上9月未満		1	3
	9月以上12月未満		1	4
	12月以上		1	5
2	3月未満	1	1	5
	3月以上6月未満	2	2	6
	6月以上9月未満	3	3	7
	9月以上12月未満	4	4	8
	12月以上	5	5	9
3	3月未満	5	5	9
	3月以上6月未満	6	6	10
	6月以上9月未満	7	7	11
	9月以上12月未満	8	8	12
	12月以上	9	9	13
4	3月未満	9	9	13
	3月以上6月未満	10	10	14
	6月以上9月未満	11	11	15
	9月以上12月未満	12	12	16
	12月以上	13	13	17
5	3月未満	13	13	17
	3月以上6月未満	14	14	18
	6月以上9月未満	15	15	19
	9月以上12月未満	16	16	20
	12月以上	17	17	21
6	3月未満	17	17	21

	3月以上6月未滿	18	18	22
	6月以上9月未滿	19	19	23
	9月以上12月未滿	20	20	24
	12月以上	21	21	25
7	3月未滿	21	21	25
	3月以上6月未滿	22	22	26
	6月以上9月未滿	23	23	27
	9月以上12月未滿	24	24	28
	12月以上	25	25	29
8	3月未滿	25	25	29
	3月以上6月未滿	26	26	30
	6月以上9月未滿	27	27	31
	9月以上12月未滿	28	28	32
	12月以上	29	29	33
9	3月未滿	29	29	33
	3月以上6月未滿	30	30	34
	6月以上9月未滿	31	31	35
	9月以上12月未滿	32	32	36
	12月以上	33	33	37
10	3月未滿	33	33	37
	3月以上6月未滿	34	34	38
	6月以上9月未滿	35	35	39
	9月以上12月未滿	36	36	40
	12月以上	37	37	41
11	3月未滿	37	37	41
	3月以上6月未滿	38	38	42
	6月以上9月未滿	39	39	43
	9月以上12月未滿	40	40	44
	12月以上	41	41	45
12	3月未滿	41	41	45

	3月以上6月未滿	42	42	46
	6月以上9月未滿	43	43	47
	9月以上12月未滿	44	44	48
	12月以上	45	45	49
13	3月未滿	45	45	49
	3月以上6月未滿	46	46	50
	6月以上9月未滿	47	47	51
	9月以上12月未滿	48	48	52
	12月以上	49	49	53
14	3月未滿	49	49	53
	3月以上6月未滿	50	50	54
	6月以上9月未滿	51	51	55
	9月以上12月未滿	52	52	56
	12月以上	53	53	57
15	3月未滿	53	53	57
	3月以上6月未滿	54	54	58
	6月以上9月未滿	55	55	59
	9月以上12月未滿	56	56	60
	12月以上	57	57	61
16	3月未滿	57	57	61
	3月以上6月未滿	58	58	62
	6月以上9月未滿	59	59	63
	9月以上12月未滿	60	60	64
	12月以上	61	61	65
17	3月未滿	61	61	65
	3月以上6月未滿	62	62	66
	6月以上9月未滿	63	63	67
	9月以上12月未滿	64	64	68
	12月以上	65	65	69
18	3月未滿	65	65	69

	3月以上6月未満	66	66	70
	6月以上9月未満	67	67	71
	9月以上12月未満	68	68	72
	12月以上	69	69	73
19	3月未満	69	69	73
	3月以上6月未満	70	70	74
	6月以上9月未満	71	71	75
	9月以上12月未満	72	72	76
	12月以上	73	73	77
20	3月未満	73	73	77
	3月以上6月未満	74	74	78
	6月以上9月未満	75	75	79
	9月以上12月未満	76	76	80
	12月以上	77	77	81
21	3月未満	77	77	81
	3月以上6月未満	78	78	82
	6月以上9月未満	79	79	83
	9月以上12月未満	80	80	84
	12月以上	81	81	85
22	3月未満	81	81	85
	3月以上6月未満	82	82	86
	6月以上9月未満	83	83	87
	9月以上12月未満	84	84	88
	12月以上	85	85	89
23	3月未満	85	85	89
	3月以上6月未満	86	86	90
	6月以上9月未満	87	87	91
	9月以上12月未満	88	88	92
	12月以上	89	89	93
24	3月未満	89	89	93

	3月以上6月未滿	90	90	94
	6月以上9月未滿	91	91	95
	9月以上12月未滿	92	92	96
	12月以上	93	93	97
25	3月未滿	93	93	97
	3月以上6月未滿	94	94	97
	6月以上9月未滿	95	95	97
	9月以上12月未滿	96	96	97
	12月以上	97	97	97
26	3月未滿	97	97	
	3月以上6月未滿	98	98	
	6月以上9月未滿	99	99	
	9月以上12月未滿	100	100	
	12月以上	101	101	
27	3月未滿	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未滿	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	
	12月以上	109	109	
29	3月未滿	109	109	
	3月以上6月未滿	110	110	
	6月以上9月未滿	111	111	
	9月以上12月未滿	112	112	
	12月以上	113	113	
30	3月未滿	113	113	

	3月以上6月未滿	114	114	
	6月以上9月未滿	115	115	
	9月以上12月未滿	116	116	
	12月以上	117	117	
31	3月未滿	117	117	
	3月以上6月未滿	118	118	
	6月以上9月未滿	119	119	
	9月以上12月未滿	120	120	
	12月以上	121	121	
32	3月未滿	121	121	
	3月以上6月未滿	121	122	
	6月以上9月未滿	122	123	
	9月以上12月未滿	122	124	
	12月以上	123	125	
33	3月未滿	123	125	
	3月以上6月未滿	123	126	
	6月以上9月未滿	124	127	
	9月以上12月未滿	124	128	
	12月以上	125	129	
34	3月未滿	125	129	
	3月以上6月未滿	126	130	
	6月以上9月未滿	127	131	
	9月以上12月未滿	128	132	
	12月以上	129	133	
35	3月未滿	129	133	
	3月以上6月未滿	129	133	
	6月以上9月未滿	130	133	
	9月以上12月未滿	130	133	
	12月以上	131	133	
36	3月未滿	131		

	3月以上6月未満	131		
	6月以上9月未満	132		
	9月以上12月未満	132		
	12月以上	133		
37	3月未満	133		
	3月以上6月未満	133		
	6月以上9月未満	134		
	9月以上12月未満	134		
	12月以上	135		
38	3月未満	135		
	3月以上6月未満	135		
	6月以上9月未満	136		
	9月以上12月未満	136		
	12月以上	137		
39	3月未満	137		
	3月以上6月未満	138		
	6月以上9月未満	139		
	9月以上12月未満	140		
	12月以上	141		
40	3月未満	141		
	3月以上6月未満	141		
	6月以上9月未満	142		
	9月以上12月未満	142		
	12月以上	143		
41	3月未満	143		
	3月以上6月未満	143		
	6月以上9月未満	144		
	9月以上12月未満	144		
	12月以上	145		
42	3月未満	145		

	3月以上6月未満	146		
	6月以上9月未満	147		
	9月以上12月未満	148		
	12月以上	149		
43	3月未満	149		
	3月以上6月未満	149		
	6月以上9月未満	149		
	9月以上12月未満	149		
	12月以上	149		
44	3月未満	149		
	3月以上6月未満	149		
	6月以上9月未満	149		
	9月以上12月未満	149		
	12月以上	149		

附 則（平成二〇年規則第二四号）

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の二及び第七条の改正規定並びに第七条の三の次に一条を加える改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成二〇年規則第九四号）

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成二一年規則第二三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第八九号）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第八二号）

- 1 この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則別表第一の改正規定を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則附則第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則（平成二四年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年規則第九号）

改正 平成二六年五月二三日規則第四八号

平成二七年三月二四日規則第三六号

平成二八年三月二九日規則第四一号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（職務の級及び号給の切替え）

- 2 平成二十五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）の切替日における職務の級（以下「新級」という。）及び切替日における号給（以下「新号給」という。）は、改正前の規則別表第三に規定するその者の職種、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める職務の級及び号給とする。

（職務の級における最高の号給の切替え）

3 切替日の前日において職務の級における最高の号給を受けていた技能労務職員の新級及び新号給は、知事が別に定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額が、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年福島県規則第五十八号)附則第五項に規定する同項の切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる者であって、同項の規定により支給される給料を受けるもの及び知事が別に定める者を除く。)には、給料月額のほか、平成二十八年三月三十一日までにあってはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までにあっては差額相当額から切替日の前日において受けていた給料月額と平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額(平成二十八年三月三十一日において受けていた給料月額が平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額を超える場合にあっては、平成二十八年三月三十一日に受けていた給料月額)との差額に相当する額に三分の一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。)(減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までにあっては差額相当額から減額基準額に二を乗じて得た額(その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額)を減じた額を給料として支給する。

(平二七規則三六・平二八規則四一・一部改正)

5 切替日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能労務職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能労務職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

(平二六規則四八・追加)

附則別表(附則第2項関係)

技能労務職員の職務の級及び号給の切替表

ア 改正前の規則別表第3の技能免許所有職員の新級及び新号給

旧級 旧号給	1級		2級		3級	
	新級	新号給	新級	新号給	新級	新号給

1	1	1	2	1	3	25
2	1	1	2	1	3	26
3	1	1	2	1	3	27
4	1	1	2	1	3	28
5	1	1	2	1	3	29
6	1	1	2	1	3	30
7	1	1	2	1	3	31
8	1	1	2	1	3	32
9	1	1	2	1	3	33
10	1	1	2	1	3	34
11	1	1	2	1	3	35
12	1	1	2	1	3	36
13	1	1	2	1	3	37
14	1	2	2	2	3	38
15	1	3	2	3	3	39
16	1	4	2	4	3	40
17	1	5	2	5	3	41
18	1	6	2	6	3	42
19	1	7	2	7	3	43
20	1	8	2	8	3	44
21	1	9	2	9	3	45
22	1	10	2	10	3	46
23	1	11	2	11	3	47
24	1	12	2	12	3	48
25	1	13	2	13	3	49
26	1	14	2	14	3	50
27	1	15	2	15	3	51
28	1	16	2	16	3	52
29	1	17	2	17	3	53
30	1	18	2	18	3	54

31	1	19	2	19	3	55
32	1	20	2	20	3	56
33	1	21	2	21	3	57
34	1	22	2	22	3	58
35	1	23	2	23	3	59
36	1	24	2	24	3	60
37	1	25	2	25	3	61
38	1	26	2	26	3	62
39	1	27	2	27	3	63
40	1	28	2	28	4	36
41	1	29	2	29	4	37
42	1	30	2	30	4	38
43	1	31	2	31	4	39
44	1	32	3	24	4	40
45	1	33	3	25	4	41
46	1	34	3	26	4	42
47	1	35	3	27	4	43
48	1	36	3	28	4	44
49	1	37	3	29	4	45
50	1	38	3	30	4	46
51	1	39	3	31	4	47
52	1	40	3	32	4	48
53	1	41	3	33	4	49
54	1	42	3	34	4	50
55	1	43	3	35	4	51
56	2	8	3	36	4	52
57	2	9	3	37	4	53
58	2	10	3	38	4	54
59	2	11	3	39	4	55
60	2	12	3	40	4	56

61	2	13	3	41	4	57
62	2	14	3	42	4	58
63	2	15	3	43	4	59
64	2	16	3	44	4	60
65	2	17	3	45	4	61
66	2	18	3	46	4	62
67	2	19	3	47	4	63
68	2	20	3	48	4	64
69	2	21	3	49	4	65
70	2	22	3	50	4	66
71	2	23	3	51	4	67
72	2	24	3	52	4	68
73	2	25	3	53	4	69
74	2	26	3	54	4	70
75	2	27	3	55	4	71
76	2	28	3	56	4	72
77	2	29	3	57	4	73
78	2	30	3	58	4	74
79	2	31	3	59	4	75
80	2	32	3	60	4	76
81	2	33	3	61	4	77
82	2	34	3	62	5	36
83	2	35	3	63	5	37
84	2	36	3	64	5	38
85	2	37	3	65	5	39
86	2	38	3	66	5	40
87	2	39	3	67	5	41
88	2	40	3	68	5	42
89	2	41	3	69	5	43
90	2	42	3	70	5	44

91	2	43	3	71	5	45
92	2	44	3	72	5	46
93	2	45	3	73	5	47
94	2	46	3	74	5	48
95	2	47	3	75	5	49
96	2	48	3	76	5	50
97	2	49	3	77		
98	2	50	3	78		
99	2	51	3	79		
100	2	52	3	80		
101	2	53	3	81		
102	2	54	3	82		
103	2	55	3	83		
104	2	56	3	84		
105	2	57	3	85		
106	2	58	3	86		
107	2	59	3	87		
108	2	60	3	88		
109	2	61	3	89		
110	2	62	3	90		
111	2	63	3	91		
112	2	64	3	92		
113	2	65	3	93		
114	2	66	3	94		
115	2	67	3	95		
116	2	68	3	96		
117	2	69	3	97		
118	2	70	3	98		
119	2	71	3	99		
120	2	72	3	100		

121	2	73	3	101		
122	2	74	3	102		
123	2	75	3	103		
124	2	76	3	104		
125	2	77	3	105		
126	2	78	3	106		
127	2	79	3	107		
128	2	80	3	108		
129	2	81	3	109		
130	2	82	3	110		
131	2	83	3	111		
132	2	84	3	112		
133	2	85				
134	2	86				
135	2	87				
136	2	88				
137	2	89				
138	2	90				
139	2	91				
140	2	92				
141	2	93				
142	2	94				
143	2	95				
144	2	96				
145	2	97				
146	2	98				
147	2	99				
148	2	100				

イ 改正前の規則別表第3の一般技能職員の新級及び新号給

旧級	1級	2級	3級
----	----	----	----

旧号給	新級	新号給	新級	新号給	新級	新号給
1	1	1	2	1	3	33
2	1	1	2	1	3	34
3	1	1	2	1	3	35
4	1	1	2	1	3	36
5	1	1	2	1	3	37
6	1	2	2	2	3	38
7	1	3	2	3	3	39
8	1	4	2	4	3	40
9	1	5	2	5	3	41
10	1	6	2	6	3	42
11	1	7	2	7	3	43
12	1	8	2	8	3	44
13	1	9	2	9	3	45
14	1	10	2	10	3	46
15	1	11	2	11	3	47
16	1	12	2	12	3	48
17	1	13	2	13	3	49
18	1	14	2	14	3	50
19	1	15	2	15	3	51
20	1	16	2	16	3	52
21	1	17	2	17	3	53
22	1	18	2	18	3	54
23	1	19	2	19	3	55
24	1	20	2	20	3	56
25	1	21	2	21	3	57
26	1	22	2	22	3	58
27	1	23	2	23	3	59
28	1	24	2	24	3	60
29	1	25	2	25	3	61

30	1	26	2	26	3	62
31	1	27	2	27	3	63
32	1	28	2	28	4	36
33	1	29	2	29	4	37
34	1	30	2	30	4	38
35	1	31	2	31	4	39
36	1	32	3	24	4	40
37	1	33	3	25	4	41
38	1	34	3	26	4	42
39	1	35	3	27	4	43
40	1	36	3	28	4	44
41	1	37	3	29	4	45
42	1	38	3	30	4	46
43	1	39	3	31	4	47
44	1	40	3	32	4	48
45	1	41	3	33	4	49
46	1	42	3	34	4	50
47	1	43	3	35	4	51
48	2	8	3	36	4	52
49	2	9	3	37	4	53
50	2	10	3	38	4	54
51	2	11	3	39	4	55
52	2	12	3	40	4	56
53	2	13	3	41	4	57
54	2	14	3	42	4	58
55	2	15	3	43	4	59
56	2	16	3	44	4	60
57	2	17	3	45	4	61
58	2	18	3	46	4	62
59	2	19	3	47	4	63

60	2	20	3	48	4	64
61	2	21	3	49	4	65
62	2	22	3	50	4	66
63	2	23	3	51	4	67
64	2	24	3	52	4	68
65	2	25	3	53	4	69
66	2	26	3	54	4	70
67	2	27	3	55	4	71
68	2	28	3	56	4	72
69	2	29	3	57	4	73
70	2	30	3	58	4	74
71	2	31	3	59	4	75
72	2	32	3	60	4	76
73	2	33	3	61	4	77
74	2	34	3	62	5	36
75	2	35	3	63	5	37
76	2	36	3	64	5	38
77	2	37	3	65	5	39
78	2	38	3	66	5	40
79	2	39	3	67	5	41
80	2	40	3	68	5	42
81	2	41	3	69	5	43
82	2	42	3	70	5	44
83	2	43	3	71	5	45
84	2	44	3	72	5	46
85	2	45	3	73	5	47
86	2	46	3	74	5	48
87	2	47	3	75	5	49
88	2	48	3	76	5	50
89	2	49	3	77	5	51

90	2	50	3	78	5	52
91	2	51	3	79	5	53
92	2	52	3	80	5	54
93	2	53	3	81	5	55
94	2	54	3	82	5	56
95	2	55	3	83	5	57
96	2	56	3	84	5	58
97	2	57	3	85		
98	2	58	3	86		
99	2	59	3	87		
100	2	60	3	88		
101	2	61	3	89		
102	2	62	3	90		
103	2	63	3	91		
104	2	64	3	92		
105	2	65	3	93		
106	2	66	3	94		
107	2	67	3	95		
108	2	68	3	96		
109	2	69	3	97		
110	2	70	3	98		
111	2	71	3	99		
112	2	72	3	100		
113	2	73	3	101		
114	2	74	3	102		
115	2	75	3	103		
116	2	76	3	104		
117	2	77	3	105		
118	2	78	3	106		
119	2	79	3	107		

120	2	80	3	108		
121	2	81	3	109		
122	2	82	3	110		
123	2	83	3	111		
124	2	84	3	112		
125	2	85	3	113		
126	2	86	3	114		
127	2	87	3	115		
128	2	88	3	116		
129	2	89	3	117		
130	2	90	3	118		
131	2	91	3	119		
132	2	92	3	120		
133	2	93				
134	2	94				
135	2	95				
136	2	96				
137	2	97				
138	2	98				
139	2	99				
140	2	100				
141	2	101				
142	2	102				
143	2	103				
144	2	104				
145	2	105				
146	2	106				
147	2	107				
148	2	108				

ウ 改正前の規則別表第3の守衛の新級及び新号給

旧級 旧号給	1級		2級		3級	
	新級	新号給	新級	新号給	新級	新号給
1	1	1	2	1	3	35
2	1	2	2	2	3	36
3	1	3	2	3	3	37
4	1	4	2	4	3	38
5	1	5	2	5	3	39
6	1	6	2	6	3	40
7	1	7	2	7	3	41
8	1	8	2	8	3	42
9	1	9	2	9	3	43
10	1	10	2	10	3	44
11	1	11	2	11	3	45
12	1	12	2	12	3	46
13	1	13	2	13	3	47
14	1	14	2	14	3	48
15	1	15	2	15	3	49
16	1	16	2	16	3	50
17	1	17	2	17	3	51
18	1	18	2	18	3	52
19	1	19	2	19	3	53
20	1	20	2	20	3	54
21	1	21	2	21	3	55
22	1	22	2	22	3	56
23	1	23	2	23	3	57
24	1	24	2	24	3	58
25	1	25	2	25	3	59
26	1	26	2	26	3	60
27	1	27	2	27	3	61
28	1	28	2	28	3	62

29	1	29	2	29	3	63
30	1	30	2	30	3	64
31	1	31	2	31	3	65
32	1	32	2	32	3	66
33	1	33	2	33	3	67
34	1	34	2	34	3	68
35	1	35	2	35	3	69
36	1	36	2	36	3	70
37	1	37	2	37	3	71
38	1	38	2	38	3	72
39	1	39	2	39	3	73
40	1	40	2	40	4	46
41	1	41	2	41	4	47
42	1	42	2	42	4	48
43	1	43	2	43	4	49
44	1	44	3	34	4	50
45	1	45	3	35	4	51
46	1	46	3	36	4	52
47	1	47	3	37	4	53
48	1	48	3	38	4	54
49	1	49	3	39	4	55
50	1	50	3	40	4	56
51	1	51	3	41	4	57
52	1	52	3	42	4	58
53	1	53	3	43	4	59
54	1	54	3	44	4	60
55	1	55	3	45	4	61
56	2	20	3	46	4	62
57	2	21	3	47	4	63
58	2	22	3	48	4	64

59	2	23	3	49	4	65
60	2	24	3	50	4	66
61	2	25	3	51	4	67
62	2	26	3	52	4	68
63	2	27	3	53	4	69
64	2	28	3	54	4	70
65	2	29	3	55	4	71
66	2	30	3	56	4	72
67	2	31	3	57	4	73
68	2	32	3	58	4	74
69	2	33	3	59	4	75
70	2	34	3	60	4	76
71	2	35	3	61	4	77
72	2	36	3	62	4	78
73	2	37	3	63	4	79
74	2	38	3	64	4	80
75	2	39	3	65	4	81
76	2	40	3	66	4	82
77	2	41	3	67	4	83
78	2	42	3	68	4	84
79	2	43	3	69	4	85
80	2	44	3	70	4	86
81	2	45	3	71	4	87
82	2	46	3	72	5	38
83	2	47	3	73	5	39
84	2	48	3	74	5	40
85	2	49	3	75	5	41
86	2	50	3	76	5	42
87	2	51	3	77	5	43
88	2	52	3	78	5	44

89	2	53	3	79	5	45
90	2	54	3	80	5	46
91	2	55	3	81	5	47
92	2	56	3	82	5	48
93	2	57	3	83	5	49
94	2	58	3	84	5	50
95	2	59	3	85	5	51
96	2	60	3	86	5	52
97	2	61	3	87		
98	2	62	3	88		
99	2	63	3	89		
100	2	64	3	90		
101	2	65	3	91		
102	2	66	3	92		
103	2	67	3	93		
104	2	68	3	94		
105	2	69	3	95		
106	2	70	3	96		
107	2	71	3	97		
108	2	72	3	98		
109	2	73	3	99		
110	2	74	3	100		
111	2	75	3	101		
112	2	76	3	102		
113	2	77	3	103		
114	2	78	3	104		
115	2	79	3	105		
116	2	80	3	106		
117	2	81	3	107		
118	2	82	3	108		

119	2	83	3	109		
120	2	84	3	110		
121	2	85	3	111		
122	2	86	3	112		
123	2	87	3	113		
124	2	88	3	114		
125	2	89	3	115		
126	2	90	3	116		
127	2	91	3	117		
128	2	92	3	118		
129	2	93	3	119		
130	2	94	3	120		
131	2	95	3	121		
132	2	96	3	122		
133	2	97				
134	2	98				
135	2	99				
136	2	100				
137	2	101				
138	2	102				
139	2	103				
140	2	104				
141	2	105				
142	2	106				
143	2	107				
144	2	108				
145	2	109				
146	2	110				
147	2	111				
148	2	112				

エ 改正前の規則別表第3の労務職員の新級及び新号給

旧号給	1級		2級		3級	
	新級	新号給	新級	新号給	新級	新号給
1	1	1	2	1	3	29
2	1	1	2	1	3	30
3	1	1	2	1	3	31
4	1	1	2	1	3	32
5	1	1	2	1	3	33
6	1	1	2	1	3	34
7	1	1	2	1	3	35
8	1	1	2	1	3	36
9	1	1	2	1	3	37
10	1	2	2	2	3	38
11	1	3	2	3	3	39
12	1	4	2	4	3	40
13	1	5	2	5	3	41
14	1	6	2	6	3	42
15	1	7	2	7	3	43
16	1	8	2	8	3	44
17	1	9	2	9	3	45
18	1	10	2	10	3	46
19	1	11	2	11	3	47
20	1	12	2	12	3	48
21	1	13	2	13	3	49
22	1	14	2	14	3	50
23	1	15	2	15	3	51
24	1	16	2	16	3	52
25	1	17	2	17	3	53
26	1	18	2	18	3	54
27	1	19	2	19	3	55

28	1	20	2	20	3	56
29	1	21	2	21	3	57
30	1	22	2	22	3	58
31	1	23	2	23	3	59
32	1	24	2	24	3	60
33	1	25	2	25	3	61
34	1	26	2	26	3	62
35	1	27	2	27	3	63
36	1	28	2	28	3	64
37	1	29	2	29	3	65
38	1	30	2	30	3	66
39	1	31	2	31	3	67
40	1	32	2	32	3	68
41	1	33	2	33	3	69
42	1	34	2	34	3	70
43	1	35	2	35	3	71
44	1	36	2	36	3	72
45	1	37	2	37	3	73
46	1	38	2	38	3	74
47	1	39	2	39	3	75
48	1	40	2	40	3	76
49	1	41	2	41	3	77
50	1	42	2	42	4	50
51	1	43	2	43	4	51
52	1	44	2	44	4	52
53	1	45	2	45	4	53
54	1	46	2	46	4	54
55	1	47	2	47	4	55
56	1	48	3	36	4	56
57	1	49	3	37	4	57

58	1	50	3	38	4	58
59	1	51	3	39	4	59
60	1	52	3	40	4	60
61	1	53	3	41	4	61
62	1	54	3	42	4	62
63	1	55	3	43	4	63
64	1	56	3	44	4	64
65	1	57	3	45	4	65
66	1	58	3	46	4	66
67	1	59	3	47	4	67
68	2	24	3	48	4	68
69	2	25	3	49	4	69
70	2	26	3	50	4	70
71	2	27	3	51	4	71
72	2	28	3	52	4	72
73	2	29	3	53	4	73
74	2	30	3	54	4	74
75	2	31	3	55	4	75
76	2	32	3	56	4	76
77	2	33	3	57	4	77
78	2	34	3	58	4	78
79	2	35	3	59	4	79
80	2	36	3	60	4	80
81	2	37	3	61	4	81
82	2	38	3	62	4	82
83	2	39	3	63	4	83
84	2	40	3	64	4	84
85	2	41	3	65	4	85
86	2	42	3	66	5	38
87	2	43	3	67	5	39

88	2	44	3	68	5	40
89	2	45	3	69	5	41
90	2	46	3	70	5	42
91	2	47	3	71	5	43
92	2	48	3	72	5	44
93	2	49	3	73	5	45
94	2	50	3	74	5	46
95	2	51	3	75	5	47
96	2	52	3	76	5	48
97	2	53	3	77		
98	2	54	3	78		
99	2	55	3	79		
100	2	56	3	80		
101	2	57	3	81		
102	2	58	3	82		
103	2	59	3	83		
104	2	60	3	84		
105	2	61	3	85		
106	2	62	3	86		
107	2	63	3	87		
108	2	64	3	88		
109	2	65	3	89		
110	2	66	3	90		
111	2	67	3	91		
112	2	68	3	92		
113	2	69	3	93		
114	2	70	3	94		
115	2	71	3	95		
116	2	72	3	96		
117	2	73	3	97		

118	2	74	3	98		
119	2	75	3	99		
120	2	76	3	100		
121	2	77	3	101		
122	2	78	3	102		
123	2	79	3	103		
124	2	80	3	104		
125	2	81	3	105		
126	2	82	3	106		
127	2	83	3	107		
128	2	84	3	108		
129	2	85	3	109		
130	2	86	3	110		
131	2	87	3	111		
132	2	88	3	112		
133	2	89				
134	2	90				
135	2	91				
136	2	92				
137	2	93				
138	2	94				
139	2	95				
140	2	96				
141	2	97				
142	2	98				
143	2	99				
144	2	100				
145	2	101				
146	2	102				
147	2	103				

148	2	104				
-----	---	-----	--	--	--	--

附 則（平成二五年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第九号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第四八号）

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則（平成二六年規則第九〇号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

3 平成二十六年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との均衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年規則第三六号）

改正 平成二八年三月二九日規則第四一号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（第五条第四項及び第五項の改正規定に限る。）は、平成二十八年一月一日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した技能労務職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（同日においてその者が受けていた給料月額について、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年福島県規則第五十八号）附則第五項の規定により支給される給料を受けるもの及び技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十五年福島県規則第九号）附則第四項の規定により支給される給料を受けるもの並びに知事が別に定める者を除く。）には、令和三年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(平二八規則四一・令元規則四六・一部改正)

- 4 切替日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能労務職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能労務職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

附 則（平成二八年規則第一四号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二八年規則第四一号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年規則第六九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則 (平成二八年規則第七四号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務

職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二九年規則第四〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日後一年間において行われる改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第五条第三項の規定による昇給に係る必要な経過措置については、知事が別に定める。

附 則（平成二九年規則第八五号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成三〇年規則第四号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与

は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成三〇年規則第八五号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに技能労務

職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和元年規則第四六号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一、別表第四及び別表第五の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 3 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和二年規則第六九号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第三項の規定は令和二年二月一日から、別表第三の規定は令和二年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和三年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年規則第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(第一条に係る経過措置)

第三条 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

第四条 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、前条の規定の適用を受ける技能労務職員との権衡上必要があると認められる技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

第七条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定め

る。